

鹿児島市スポーツ少年団 違反行為発生時の流れ

事例の通報(報告)



事務局で事実の確認・精査



違反行為と疑われた場合、市スポーツ少年団本部長(以下:本部長)へ報告

本部長が、倫理委員会の招集を倫理委員会委員長(以下:委員長)へ



委員長は、倫理委員会を招集し、関係者の意見聴取

- ※ 通報者、当事者から意見聴取を行う。
- ※ 両者からの意見聴取から事実を確定する。
- ※ 事実をもとに、処分案を検討する。
→ 処分内容については、「スポーツ少年団登録者処分基準 別表」に準ずる。



委員長は、本部長へ「処分案」を具申



本部長は、倫理委員会からの具申を受け、処分を決定



- 本部長は、通報者及び当事者へ、処分内容を通知
 - ※ ただし、当事者は処分決定に不服がある場合、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に対して、仲裁申し立てを行うことができる。
- 本部長は、鹿児島県スポーツ少年団本部長へ、処分内容を報告(様式あり)
- 本部長は、市スポーツ少年団本部委員へ、事例及び処分内容を報告

【倫理委員会の委員長及び委員の決定について】

- 委員については、4月の本部委員会にて決定する(自薦・推薦)。
- 委員長は、4名の委員の互選で決定する。
- 任期は、委嘱日から開始し、本部委員会の任期と同じく終了する(1年間、再任は妨げない)。